

## 5. 參考資料

---



# マイナンバーのホームページ

マイナンバー



※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

## ●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



## マイナンバーメールマガジン

[http://www.cao.go.jp/bangouseido/mail\\_magazine/mailmagazine.html](http://www.cao.go.jp/bangouseido/mail_magazine/mailmagazine.html)

## マイナンバー公式twitter

[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

**事業者の皆さま**  
もうすぐ始まる  
**マイナンバー**  
準備はお進みですか？

**6つの導入チェックリスト** 以下の導入の流れに沿って準備を進めてください。詳しくは、本誌後巻や事業者向けのウェブサイトをご覧ください。

- 1 マイナンバーを使う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、おぼつかかる様や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策をしましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
- 6 従業員にマイナンバー制度開始のための研修や勉強会をしましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用している**すべての事業者に必要な**です。

・マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

・特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早急に取得する必要があります。

■ Please refer our homepage for the latest information

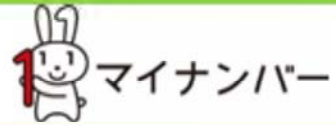
The common questions (FAQ), latest information and documents concerned with the My Number System are publicized on the homepage of the social security and tax number system (My Number System) of Cabinet Office. Please search it with the “My Number”.

The relevant ministries and agencies including personal information protection committee, Ministry of Internal Affairs and Communications, National Tax Agency, Ministry of Health, Labor and Welfare dispatch information on the specially installed site of the homepage too and link to the homepage of each ministry and government offices concerned from the homepage of the Cabinet Office.

In addition, there is the op-ed page of My Number on the homepage of the government public information, and public information such as an animation or the newspaper insert handbill which you can utilize. Please search for this by “government public information”.

The update information of the homepage of relevant ministries and agencies is sent in official e-mail magazines.

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

**※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※**

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う  
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う  
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 0120-0178-27

## ■There is a call center corresponding to inquiries

We established the My Number Comprehensive Free Dial which corresponds to inquiries for a free of charge call.

The number is 0120-95-0178.

Please be careful not to call the wrong number.

We established the toll-free call service in English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

The number is 0120-0178-26.

## ■Lastly

We would like an appropriate management for the My Number of each of you in companies.

## よくある質問 ①

**Q** 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

**A** 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバー（個人番号）の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています。マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いします。

【国税庁ホームページより】

## よくある質問 ②

**Q** 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか？

**A** 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等している場合、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。

【個人情報保護委員会ホームページより】

## よくある質問 ③

**Q** 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

**A** マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、マイナンバーカードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

【内閣府ホームページより】